

正 誤

埼玉県選管告示第十七号（平成二十八年三月二十八日号外第七号）中訂正

ページ 行

一 前から十八

誤

「以下」を「第三項において」

正

「以下「開示請求者等」」を「第三項において「開示請求者等」」